

兵庫県公報

令和7年8月19日 火曜日 第644号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	7
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（同）	7
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（同）	7
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	8
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	9
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	10
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	10
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（都市計画課）	10

公 告

○ 落札者等の公示（税務課）	11
○ 林業種苗生産事業者の登録の失効（林務課）	11
○ 漁港施設等活用事業の実施に関する計画の申請（水産漁港課）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（丹波県民局）	12

教育委員会公告

○ 落札者等の公示	13
-----------	----

公安委員会告示

○ 技能検定員審査の実施	13
○ 教習指導員審査の実施	14

正 誤

○ 令和7年6月24日付け兵庫県公報号外中	16
-----------------------	----

告 示

兵庫県告示第781号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和7年8月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市大沢土地改良区

退任役員

役員の区分

監事

氏名

藤原利夫

住所

神戸市北区大沢町上大沢847番地

~~~~~

## 兵庫県告示第782号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年8月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 神戸市岩岡土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 氏名

## 住所

理事

平田吉晴

神戸市西区岩岡町岩岡1771番地

同

安福利洋

同 市同区岩岡町岩岡1522番地

同

吉田保

同 市同区岩岡町岩岡2429番地

同

敦見昌弘

同 市同区岩岡町岩岡2133番地

同

吉田曉充

同 市同区岩岡町岩岡2910番地の4

同

竹内白

同 市同区岩岡町古郷2565番地

同

碓永利文

同 市同区岩岡町古郷906番地の2

同

田中賀久

同 市同区岩岡町古郷1750番地の2

同

田中初一

同 市同区岩岡町古郷2201番地

同

安福真佐文

同 市同区上新地1丁目15番地の3

同

竹内良孝

同 市同区竜が岡4丁目10番地の6

同

寺田郁雄

同 市同区岩岡町野中44番地の1

同

常盤康彦

同 市同区岩岡町野中688番地の1

同

青木康

同 市同区岩岡町野中1177番地の2

同

立川一史

同 市同区岩岡町野中978番地

同

梅谷宏樹

同 市同区岩岡町野中1240番地

監事

仁田芳孝

同 市同区岩岡町西脇912番地の4

同

柏木賀雄

同 市同区岩岡町野中1075番地

同

木村秀章

同 市同区岩岡町岩岡369番地

## 就任役員

## 役員の区分

## 氏名

## 住所

理事

橋本将史

神戸市西区岩岡町岩岡1671番地

同

安福利洋

同 市同区岩岡町岩岡1522番地

同

藤原三郎

同 市同区岩岡町岩岡2307番地

同

敦見昌弘

同 市同区岩岡町岩岡2133番地

同

吉田曉充

同 市同区岩岡町岩岡2910番地の4

同

竹内白

同 市同区岩岡町古郷2565番地

同

碓永利文

同 市同区岩岡町古郷906番地の2

同

田中賀久

同 市同区岩岡町古郷1750番地の2

同

田中初一

同 市同区岩岡町古郷2201番地

同

山崎強

同 市同区上新地2丁目18番地の4

同

竹内良孝

同 市同区竜が岡4丁目10番地の6

同

青木信哉

同 市同区岩岡町野中267番地

同

出石芳広

同 市同区岩岡町野中1270番地の1

同

岡崎賀彦

同 市同区岩岡町野中1142番地

同

正谷武彦

同 市同区岩岡町野中262番地の1

同

近江繁行

同 市同区岩岡町野中859番地

監事

仁田芳孝

同 市同区岩岡町西脇912番地の4

同

西嶋真規

同 市同区岩岡町野中161番地の1

同

木村秀章

同 市同区岩岡町岩岡369番地

~~~~~

兵庫県告示第783号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年8月19日

兵庫縣知事 齋藤元彦

神戸市上津橋土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	澤 田 正 行	神戸市西区平野町中津905番地
同	田 中 茂 行	同 市同区平野町中津685番地の 1
同	中 野 和 之	同 市同区平野町中津811番地
同	吉 川 聡 一	同 市同区平野町中津1083番地
同	吉 川 忠 明	同 市同区平野町中津900番地の 1
同	上 田 安 孝	同 市同区平野町中津938番地
同	田 中 良 宏	同 市同区平野町中津793番地の 2
監 事	葉 田 豊 秋	同 市同区平野町中津813番地
同	中 野 保	同 市同区平野町中津817番地の 1
同	松 井 利 浩	同 市同区平野町下村162番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	澤 田 正 行	神戸市西区平野町中津905番地
同	中 野 和 之	同 市同区平野町中津811番地
同	吉 川 聡 一	同 市同区平野町中津1083番地
同	吉 川 忠 明	同 市同区平野町中津900番地の1
同	上 田 安 孝	同 市同区平野町中津938番地
同	田 中 良 宏	同 市同区平野町中津793番地の2
監 事	葉 田 豊 秋	同 市同区平野町中津813番地
同	田 中 茂 行	同 市同区平野町中津685番地の1
同	松 井 利 浩	同 市同区平野町下村162番地



兵庫県告示第784号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年8月19日

兵庫縣知事 齋藤元彦

上原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	藤元晃	加古川市平荘町上原344番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	山 本 宏 之	加古川市平荘町上原263番地



兵庫県告示第785号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年8月19日

兵庫縣知事 齋藤元彦

新田東部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	松岡光明	豊岡市河谷823番地
同	岡田光美	同 市大篠岡674番地の3
同	松井勝	同 市中谷581番地
同	川越均	同 市河谷758番地の1
同	松井栄作	同 市中谷827番地
同	木下義明	同 市中谷512番地
同	北邑俊長	同 市大篠岡626番地
監事	上田悟	同 市大篠岡659番地の5
同	岡憲司	同 市河谷690番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	松岡光明	豊岡市河谷823番地
同	岡田光美	同 市大篠岡674番地の3
同	松井栄作	同 市中谷827番地
同	木下義明	同 市中谷512番地
同	松岡鶴男	同 市河谷129番地の1
同	松井孝明	同 市中谷536番地
同	村尾賢二	同 市大篠岡445番地
監事	上田悟	同 市大篠岡659番地の5
同	岡憲司	同 市河谷690番地



兵庫県告示第786号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年8月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

道場堰土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	坂本藤男	豊岡市日高町松岡287番地の1
同	安東良高	同 市日高町久斗723番地
同	北村忠夫	同 市日高町鶴岡891番地
同	吉谷守	同 市日高町祢布46番地
同	北田健三	同 市日高町鶴岡616番地の4
同	宮下悦男	同 市日高町竹貫462番地の2
同	長谷川正明	同 市日高町奈佐路716番地
同	足立政隆	同 市日高町祢布1332番地の2
同	成田浩一	同 市日高町夏栗653番地
同	吉田博	同 市日高町山本371番地の1
同	戸田一夫	同 市日高町土居654番地
監事	尾藤光	同 市日高町府市場651番地
同	小田垣健裕	同 市日高町国分寺579番地の1
同	橋本義明	同 市日高町府中新27番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	成田浩一	豊岡市日高町夏栗653番地

同	戸田 一夫	同	市日高町土居654番地
同	坂口 一成	同	市日高町鶴岡310番地
同	足立 政隆	同	市日高町祢布1332番地の2
同	西村 勲	同	市日高町久斗499番地
同	佐々木 大介	同	市日高町道場225番地の1
同	吉田 博	同	市日高町山本371番地の1
同	戸田 光良	同	市日高町府市場623番地
同	赤坂 健司	同	市日高町藤井192番地の2
監事	小田垣 健裕	同	市日高町国分寺579番地の1
同	吉田 初夫	同	市日高町松岡282番地
同	岡森 幸子	同	市日高町名色103番地

~~~~~

#### 兵庫県告示第787号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年8月19日

兵庫県知事 齋藤 元彦

#### 野山土地改良区

##### 退任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所             |
|-------|-------|----------------|
| 理事    | 足立 恭一 | 丹波市春日町野山102番地1 |
| 同     | 井本 章  | 同 市春日町野山16番地   |
| 同     | 山本 忠己 | 同 市春日町野山72番地   |
| 同     | 山本 弘光 | 同 市春日町野山105番地  |
| 同     | 山本 喜弘 | 同 市春日町野山59番地   |
| 監事    | 山本 一也 | 同 市春日町野山45番地   |
| 同     | 藤田 憲市 | 同 市春日町野山278番地  |

##### 就任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所             |
|-------|-------|----------------|
| 理事    | 足立 恭一 | 丹波市春日町野山102番地1 |
| 同     | 山本 貴弘 | 同 市春日町野山48番地   |
| 同     | 山本 忠己 | 同 市春日町野山72番地   |
| 同     | 山本 弘光 | 同 市春日町野山105番地  |
| 同     | 山本 喜弘 | 同 市春日町野山59番地   |
| 監事    | 山本 一也 | 同 市春日町野山45番地   |
| 同     | 藤田 憲市 | 同 市春日町野山278番地  |

~~~~~

兵庫県告示第788号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年8月19日

兵庫県知事 齋藤 元彦

整理土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	近藤 憲生	丹波市春日町棚原1216番地1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
-------	----	----

監事

河津充敏

丹波市春日町棚原1256番地

兵庫県告示第789号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年8月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

北淡路土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	門康彦	淡路市志筑1438番地1
同	原田節郎	同 市河内694番地
同	栗山守	同 市楠本1907番地
同	中山茂樹	同 市野島藁浦116番地
同	相坂有俊	同 市長畠858番地2
同	古南正勝	同 市中持467番地
同	新阜長富	同 市楠本872番地
同	上野賢次	同 市野島常盤700番地
同	森繁信	同 市長畠806番地
監事	森口哲	同 市野島常盤507番地
同	松林優次	同 市岩屋1187番地1
同	横山陽幸	同 市育波1977番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	門康彦	淡路市志筑1438番地1
同	新阜長富	同 市楠本872番地
同	栗山守	同 市楠本1907番地
同	中山茂樹	同 市野島藁浦116番地
同	相坂有俊	同 市長畠858番地2
同	上野賢次	同 市野島常盤700番地
同	岡田啓延	同 市浦637番地1
同	大上誠司	同 市浦2147番地
同	藪田まり子	同 市野島常盤239番地
同	西田美福	同 市小田1194番地
監事	森口哲	同 市野島常盤507番地
同	松林優次	同 市岩屋1187番地1
同	横山陽幸	同 市育波1977番地

兵庫県告示第790号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年8月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
御津西部土地改良区	令和7年4月1日

兵庫県告示第791号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の
 県営土地改良事業の計画を令和7年8月7日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供す
 る。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

令和7年8月19日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 事業名
農地整備事業（経営体育成型）
- 2 地区名
雁戸井地区
- 3 縦覧の期間
令和7年8月19日から同年9月8日まで
- 4 縦覧の場所
 - (1) 加古川市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 兵庫県のホームページ
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/gandoi-henkou2.html>)

兵庫県告示第792号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年8月19日

兵庫縣知事 齋藤元彦

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
淡路島岩屋区域	総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船並びに総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業	令和7年7月28日
阿那賀区域	総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として船びき網を使用して営む漁業以外の漁業及び網漁具を定置して営む漁業	同上

兵庫県告示第793号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年8月19日

兵庫縣知事 齋藤元彦

(3) 特定施設に関する事項

種	類	27号ヌ 廃ガス洗淨施設	
能	力	20m³／分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	8.5	8.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg／L)	7.3	7.3
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg／L)	15	15
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg／L)	20	20
	窒 素 含 有 量 (単位 mg／L)	11	11
	リン 含 有 量 (単位 mg／L)	0.08	0.08
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m³／日)		0	0.06

備考 他工程において節水対策を講ずるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年8月19日から同年9月9日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び佐用郡佐用町住民課

~~~~~

## 兵庫県告示第795号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年8月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域  
小野市王子町字太郎右兵衛門池868番1の一部
- 2 特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物

~~~~~


- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 赤穂市野中・砂子土地区画整理組合
事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）
設立認可の年月日 平成17年2月2日

2 届出の内容

	氏 名	住 所
理 事 長	中 野 衛	赤穂市南野中389番地 3
副理事長	村 中 雅 英	同 市南野中425番地 3
理 事	大 橋 博 文	同 市砂子231番地 3
同	塩 本 英 治	同 市砂子403番地 6
同	山 崎 章 則	同 市砂子190番地
同	小 川 洋 史	同 市北野中98番地
同	疊 家 吉 郎	同 市北野中472番地
同	早 野 和 志	同 市北野中476番地82
同	枝 川 和 之	同 市南野中50番地
同	富 田 勢 子	同 市北野中397番地195
同	溝 田 康 人	同 市片浜町97番地

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年8月19日

契約担当者

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る業務の名称
県税徴収金収納事務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 8 月 5 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社電算システム 岐阜市日置江 1 丁目58番地
- 5 落札金額
187,794,524円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和 7 年 6 月24日

林業種苗生産事業者の登録の失効

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、令和7年7月18日付けで次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したので失効した。

令和7年8月19日

兵庫縣知事 齋藤元彦

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 養成	幼苗以 外の苗 木養成	
北 1	東家 秀夫 三田市川原251－1			○	○	生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ

漁港施設等活用事業の実施に関する計画の申請

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第42条第1項の規定により認定の申請があった丸山漁港における漁港施設等活用事業の実施に関する計画の概要等は、次のとおりである。

ついては、同法第43条第2項及び同法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第38条第1項の規定により縦覧に供するとともに、当該実施計画について意見のある者は、次のとおり意見書を提出することができるものとする。

令和 7 年 8 月 19 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称
株式会社まるやまと
- (2) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第42条第2項第1号から第5号までに掲げる事項の概要
別紙のとおり

2 縦覧期間

令和 7 年 8 月 19 日（火）から同年 8 月 26 日（火）まで

3 縦覧場所

- (1) 兵庫県農林水産部水産漁港課
- (2) 兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所
- (3) 兵庫県ホームページ
(https://web.pref.hyogo.lg.jp/awk07/maruyama_umigyo.html)

4 意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先

令和 7 年 8 月 26 日（火）17時までに上記 3 (2) の場所に持参する。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年 8 月 19 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丹波篠山市宮田字政常坪 259 番 1、260 番 1、262 番 1、263 番、264 番 1、279 番 1、385 番 2、386 番 1、387 番から 394 番まで、279 番 1 地先里道、264 番 1 地先水路、386 番 1 地先水路
同市下板井字政常坪50、51番 1、50番地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神奈川県横浜市港北区新羽町2099
株式会社 デザートランド 代表取締役 井 上 晃

3 許可年月日及び許可番号

令和 6 年 4 月 1 日

兵庫県指令丹波(丹土)(建)第1-3号(5丹波篠山)

教育委員会公告

落札者等の公示

一般競争入札の落札等について、次のとおり公告する。

令和7年8月19日

契約担当者

兵庫県立淡路三原高等学校長 大塚 剛 啓

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立淡路三原高等学校特別教室空調設備リース 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
県立淡路三原高等学校 南あわじ市市円行寺345-1
- 3 落札者を決定した日
令和7年8月5日
- 4 落札者の名称及び住所
大阪ガスファイナンス株式会社 大阪市中央区備後町三丁目6番14号
- 5 落札金額
259,930円(税込・月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年7月4日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第166号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)について、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年8月19日

兵庫県公安委員会

委員長 津田 隆 雄

- 1 技能検定員審査の種類
技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)、技能検定員審査(牽引)、技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)
- 2 技能検定員審査の期日
令和7年10月4日(土)から同月17日(金)まで
- 3 技能検定員審査の場所
明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 4 技能検定員審査の申請手続
 - (1) 提出書類
ア 審査申請書1通
審査申請書は、令和7年8月19日(火)から同月21日(木)までの午前9時から午後5時まで(最終日は、午後4時30分まで)の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。
なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に110円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し又は免許情報記録を出力したもの（以下「運転免許証の写し等」という。）

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和7年8月19日（火）から同月21日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和7年8月21日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,750円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,800円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,450円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては22,200円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 受付後の審査手数料は、返還しない。

5 携行品

運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び筆記用具

6 合格者の発表

令和7年11月11日（火）午前9時00分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 0570-078-912

~~~~~

兵庫県公安委員会告示第167号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年8月19日

兵庫県公安委員会

委員長 津 田 隆 雄

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

令和7年10月4日（土）から同月17日（金）まで

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和7年8月19日（火）から同月21日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に110円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し又は免許情報記録を出力したもの（以下「運転免許証の写し等」という。）

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和7年8月19日（火）から同月21日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和7年8月21日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては15,100円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては12,000円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,950円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,850円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 受付後の審査手数料は、返還しない。

5 携行品

運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び筆記用具

6 合格者の発表

令和7年11月11日（火）午前9時00分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

## 7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 0570-078-912

## 正 誤

○令和 7 年 6 月 24 日付け（兵庫県公報号外）

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（令和 7 年兵庫県人事委員会規則第 4 号）中

| (ページ) | (行)    | (誤)    | (正)         |
|-------|--------|--------|-------------|
| 1     | 下から 8  | 当該     | 当該 2 時間     |
| 1     | 下から 8  | 1 日につき | 1 日につき 2 時間 |
| 2     | 上から 11 | 当該     | 当該 2 時間     |
| 2     | 上から 11 | 1 日につき | 1 日につき 2 時間 |